

MHM Asian Legal Insights

第 54 号 (2016 年 3 月号外)

森・濱田松本法律事務所 アジアプラクティスグループ
(編集責任者：弁護士 武川 文士、弁護士 小松 岳志)

はじめに

森・濱田松本法律事務所アジアプラクティスグループでは、東南・南アジア各国のリーガルニュースを集めて「MHM Asian Legal Insights」を発行していますが、今回は号外（MHM Asian Legal Insights 第 54 号（2016 年 3 月号外））として、ミャンマーにおける最新の情報をお送りします。ミャンマーでは 3 月末に新政権が発足しますが、先週になって現テイン・セイン政権の総仕上げともいべき様々な法令の改定、制度の運用開始などの注目すべき動きがありました。特に、外国投資法に基づく投資条件を規定した Notification の変更は実務的にも関心が高いものと思われます。また、NLD による新政権の構想では省庁の大幅な再編が予定されており、今後のミャンマー投資に大きな影響を与えることが予想されています。ミャンマーではこの 1、2 週間は目の離せない状況が続きそうです。本号外ではこうした動きについて速報いたします。今後の皆様のミャンマーにおける業務展開の一助となれば幸いに存じます。

1. 外国投資規制に関する新たな Notification の制定

ミャンマー投資委員会（Myanmar Investment Commission）（「MIC」）は、外国投資法 56 条(b)に定める規則制定権に基づき、外国投資に係る規制事業について定める従前の 2014 年 8 月 14 日付 MIC Notification No.49/2014（「旧 Notification」）を廃止し、新たに 2016 年 3 月 21 日付 MIC Notification No.26/2016（「新 Notification」）を制定、公表しました。これらの Notification においては、外資参入が禁止される事業、ミャンマー国民との合弁が強制される事業及び特定の条件により外資参入が許可される事業に関するリストが定められています。今般、新 Notification において以下のとおりの変更がなされています。

(1) リストに列挙された個別事業について

まず、外資参入が禁止される事業及びミャンマー国民との合弁が強制される事業に関する変更点は下表のとおりです。

MHM Asian Legal Insights

外資参入が禁止される事業	(以下の事業を追加)
	河川流域又は貯水池のための保全林、宗教施設、伝統的な巡礼地、牧草地、傾斜地の開墾地及び農地、並びに水源に影響を与える事業
ミャンマー国民との合弁が強制される事業	(以下の事業を削除)
	1. 雑種種子の生産及び流通
	2. 高収量種子及び在来種子の生産及び繁殖
	13. ゴム及びゴム製品の製造

つぎに、特定の条件により外資参入が許可される事業に関しては、主として以下のとおりの変更がなされています。

- 環境保全・林業省の推薦を要件とする事業から「エコツーリズム」が削除された
- 鉄道の新規路線や新駅の建設等を含む鉄道関連事業の実施については、ミャンマー国鉄との合弁事業での実施に加えて、BOT方式での参入が認められた

(2) 一般規定について

このほか、一般的な規制についても注目すべき変更点があります。

まず、旧 Notification においては、リストに掲載されていない事業については外資100%による実施が可能であることが明記されておりました。新 Notification では、Notification 上のリストに掲載されていない事業についても、その性質により関係省庁による許認可等の取得が前提となることが明記されました。旧 Notification の下でも、関係省庁からの許認可等の取得は MIC 許可の当然の前提として運用がなされており、その過程で外資出資比率についても指導を受けることがあり得ました。新 Notification の規定は、このような運用実態を明文化したものと考えられます。

さらに、新 Notification では、サービス業について、「関係省庁の許可を得て実施することが可能である」旨が明記されました。従前より、サービス業に関しては、原則として MIC 許可を得ることなく会社法に基づき会社を設立することで実施可能でしたが、例外的に一部の事業については MIC 許可が必要とされておりました。新 Notification の規定の趣旨は必ずしも明確ではありませんが、従前の運用実態を明文化したものであるとの理解もできそうです。この点については今後の議論の中で確認していく必要があるように思われます。

2. ヤンゴン証券取引所に株式が上場される

3月25日に First Myanmar Investment 社の株式がヤンゴン証券取引所に上場され、最初の取引が行われました。取引は円滑に行われ、公開時に設定された価格である1株2万6000チャット（現在の為替レートで約2,390円）に対して、値幅制限いっぱいの3

MHM Asian Legal Insights

万 1000 チャット（現在の為替レートで約 2,850 円）で取引が成立したとのこと。ミャンマーでは 2013 年に証券取引法が施行され、同法に基づきミャンマー初の証券取引所であるヤンゴン証券取引所が設立されました。今般の初の上場はミャンマーの資本市場における新たな時代の幕開けとなるものです。

現在のところヤンゴン証券取引所における取引にはミャンマー人投資家のみが参加可能です。外資会社（外国資本が参加する会社）の上場及び外国人による証券取引が実現するためには、会社法や不動産法制の改正など様々なハードルを乗り越える必要があります。このため、外国人による取引参加にはしばらく時間がかかりそうです。

弊事務所は証券取引法及び関連法令の整備支援、ヤンゴン証券取引所の設立並びに上場候補企業及び証券会社に対する助言業務などを行っています。

3. 21 省庁への再編案が提案

3 月 17 日、ティン・チョー次期大統領により、中央省庁を従前の 31 から 21 に減らす省庁再編案が議会に提案されました。再編案の内容は以下のとおりです。このうち、会社設立や会社法関係の手続窓口並びに MIC の事務局を担ってきた投資企業管理局（DICA）を傘下に置いていた国家計画経済開発省は、財務省と統合され、計画・財務省となることが提案されていることは注目されます。国民民主連盟は政府のスリム化を公約としており、この省庁再編もその一環と思われるのですが、従前から手続に時間がかかると言われてきた省庁における手続がこれによりどのように変わるのか、注目されるどころです。

	新省庁	変更点（－は変わらないことを示す）
1	外務省	－
2	農業・畜産・灌漑省	農業・灌漑省、畜水産・地方発展省を統合
3	運輸・通信省	運輸省、鉄道省、通信・IT 省を統合
4	文化・宗教問題省	文化省、宗教省を統合
5	資源・環境保護省	環境保全・林業省、鉱山省を統合
6	電力・エネルギー省	電力省、エネルギー省を統合
7	労働・移民・人口省	労働・雇用・社会福祉省、移民・人口省を統合
8	計画・財務省	国家計画経済開発省、財務省を統合
9	工業省	－
10	保健省	－、スポーツ省を吸収
11	教育省	－、科学技術省を吸収
12	建設省	－
13	社会福祉・救済復興省	－

MHM Asian Legal Insights

14	ホテル・観光省	—
15	商業省	—、共同組合省を吸収
16	情報省	—
17	民族問題省	新設
18	大統領府	—、大統領府 1~6 を統合
19	国防省	—
20	内務省	—
21	国境省	—

弁護士 武川 丈士

☎ +65-6593-9752 (シンガポール)

☎ +95-1-255135 (ヤンゴン)

✉ takeshi.mukawa@mhmjapan.com

弁護士 眞鍋 佳奈

☎ +65-6593-9762 (シンガポール)

☎ +95-1-255137 (ヤンゴン)

✉ kana.manabe@mhmjapan.com

弁護士 井上 淳

☎ +95-1-255136 (ヤンゴン)

✉ atsushi.inoue@mhmjapan.com

セミナー情報

- セミナー 『ミャンマー投資の最前線—新政権樹立を踏まえて—』
- 開催日時 2016年4月5日(火) 14:30~16:00
- 開催場所 東京
- 講師 眞鍋 佳奈
- 主催 森・濱田松本法律事務所

(当事務所に関するお問い合わせ)

森・濱田松本法律事務所 広報担当

mhm_info@mhmjapan.com

03-6212-8330

www.mhmjapan.com